

学校感染症と出席停止について

下表は、学校保健安全法で定められた学校感染症です。生徒が感染症に罹患した場合、出席停止扱いになります。(出席停止期間は、証明書の提出により欠席とはなりません)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS、MARS、新型コロナウイルス感染症)鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 (はしか) ・ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・ 風疹 ・ 水痘 (水ぼうそう) ・ 咽頭結膜熱 ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後 3 日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、その限りではない。 </div>		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 など)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

----- きりとりせん -----

※学校に登校する時にお持ちください※

証 明 書

年 組 氏名

病 名 ()

治療期間 (月 日 ~ 月 日)

令和 年 月 日 医療機関名 _____ (印)